

東京と神奈川こそ最低賃金をもっと引き上げるべき

2025年7月9日

調査部 上席主任研究員 遠藤 裕基

わが国の最低賃金は2025年に1,100円を超えそうである

夏と言えば最低賃金である。例年7月に国（厚生労働省の中央最低賃金審議会）で最低賃金改定の目安が話し合われ、この目安に基づいて8月に都道府県（地方最低賃金審議会）で、都道府県ごとの改定の目安が示される。これで特に問題がなければ、改定額が決定・公示され、毎年10月に発効となる。

本レポート執筆時点で、中央最低賃金審議会では今年度の地域別最低賃金の改定の目安について話し合われるのは7月11日とのことであり、7月末には国の目安が公表されそうである。昨年並みの改定率（+5%）となれば、わが国の最低賃金（2025年10月以降）は全国平均で1,108円となり、1,100円超えとなる見込みである。

2024年のフルタイム労働者賃金の平均値に対する最低賃金の割合は前年差で低下

と、まあオーソドックスに考えると、上記のような改定となり、いささかつまらないので、前年のコラム¹に引き続き「カイツ指標」を用いて、都道府県別の最低賃金の決定に意見をしてみたい²。なお、カイツ指標とは、フルタイム労働者賃金の平均値（あるいは中央値）に対する最低賃金の割合である。国外の事例ではあるが、2022年10月にEU理事会で採択された「最低賃金に関する指令」では、十分な生活水準の保証などの目的に照らして、適正な最低賃金として、フルタイム労働者賃金の平均値の50%（中央値の60%）という数値を挙げている。

わが国の2024年のカイツ指標³は41.1%となっており、2023年（42.3%）を下回る結果となった。前述の通り、最低賃金は前年比5%の伸びとなったものの、分母のフルタイム労働者賃金の平均値（以下、単にフルタイム時給）が同8.2%の伸びとなったためである。ここで、「フルタイム時給が

¹ 「[2024年の最低賃金をどう評価するか](#)」（2024年7月26日公表）。

² 筆者は決定方法を論じるつもりはなく、労使交渉を通じた賃金決定を重視する立場に変わりはない。

³ フルタイム労働者賃金の平均値（中央値ではない点に注意）に対する最低賃金の割合。フルタイム労働者賃金の平均値については、厚生労働省「賃金構造基本調査」を用いて、「(きまって支給する現金給与総額×12+年間賞与その他特別給与額)÷((所定内実労働時間数+超過実労働時間数)×12)」で計算した。なお、最低賃金は2024年10月時点の数値を、フルタイム労働者賃金の平均値は2024年6月時点の数値（調査方法でそのようになっているだけであるが、年間賞与その他特別給与額は、調査年の前年1年間の数値である）を用いている。

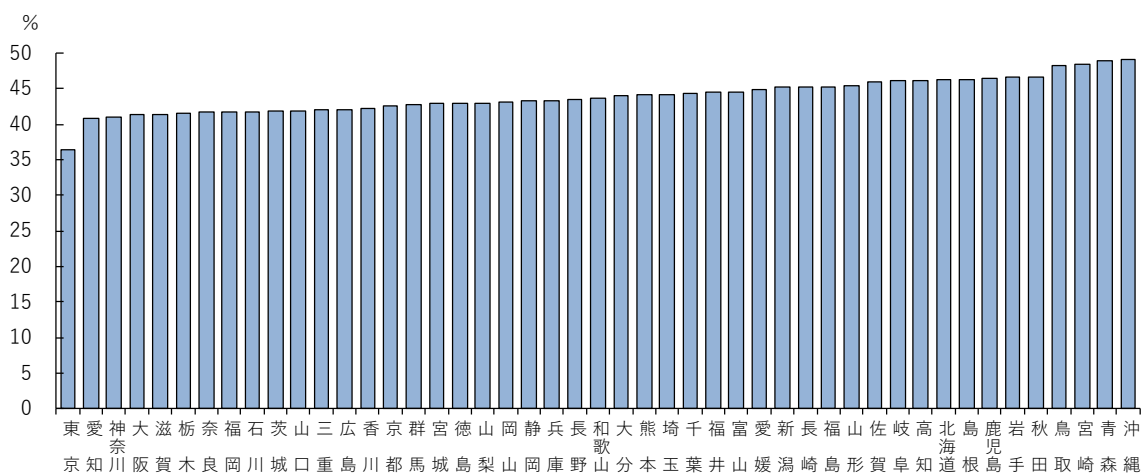
同+8.2%も伸びているの！」と感じた方は賃金データをよくみている方であろう。本論から逸れるため詳細は割愛するが、フルタイム時給の分母である労働時間の減少が、時給の増加に大きく影響している。

東京都と神奈川県のカイツ指標は低く、他地域との比較で最賃をもっと上げるべき

さて、都道府県別のカイツ指標（2024年）をみると、最も値が低いのが東京都（36.4%）となり、次いで愛知県（40.8%）、神奈川県（41.1%）、大阪府（41.3%）、滋賀県（41.4%）の順番となっている（図表1）。最低賃金の水準が全国で1位、2位の東京都と神奈川県がカイツ指標でみると低位となっていることが分かる。前述の通り、わが国のカイツ指標は41.1%である。相対的に人口規模の大きい都府県でカイツ指標が低いために、全国平均でみた指標もこうした地域の数値に引っ張られて低いものとなる。ここから、EUの最低賃金指令で示されている50%に近づけていくためには、2つの方向性を検討することになるだろう。1つは、やはり東京都や神奈川県などカイツ指標が相対的に低い地域の最低賃金をもっと上げるべきという方向性である。人口規模の大きい地域でカイツ指標が改善すれば、それだけ恩恵を受ける人も多いことになるため、こうした点を考慮していくことも大切だろう。

今1つは、もっと地域ごとのフルタイム時給の動向などを反映して弾力的に最低賃金を動かすという方向性である。目下、労働需給のタイト化を背景にフルタイム時給が大きく上昇しているため、それ以上に最低賃金を引き上げなければ、カイツ指標は低下することになる。都道府県の視点でも同様のことが言え、フルタイム時給が大きく上がっている地域で、それに見合った最低賃金の引き上げがなければカイツ指標は前年差で低下してしまう。都道府県ごとのカイツ指標の前年差を、最低賃金上昇の寄与度とフルタイム時給上昇の寄与度（これが上がるとカイツ指標にと

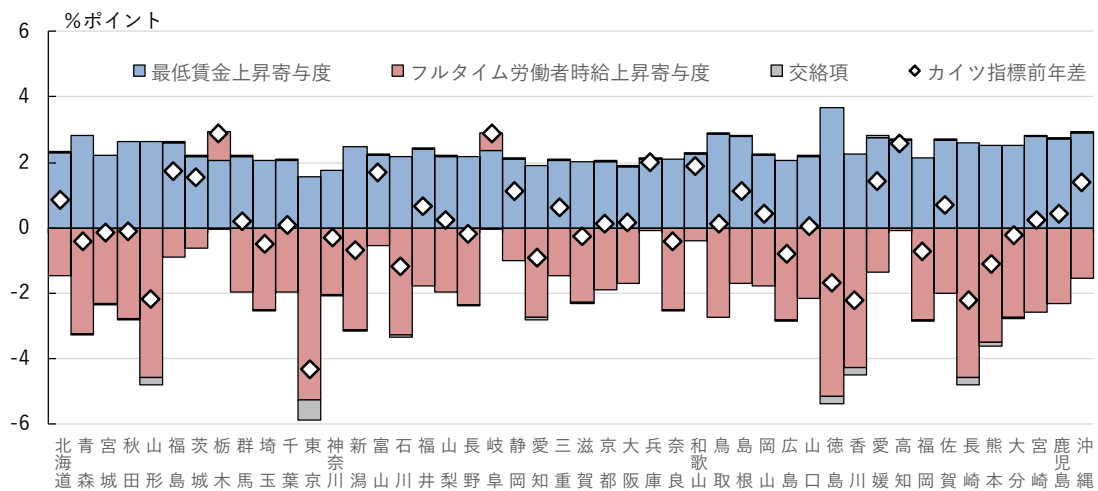
図表1 フルタイム労働者の賃金の平均値に対する最低賃金の割合（都道府県別、2024年）



出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」、「地域別最低賃金の全国一覧」より浜銀総研作成

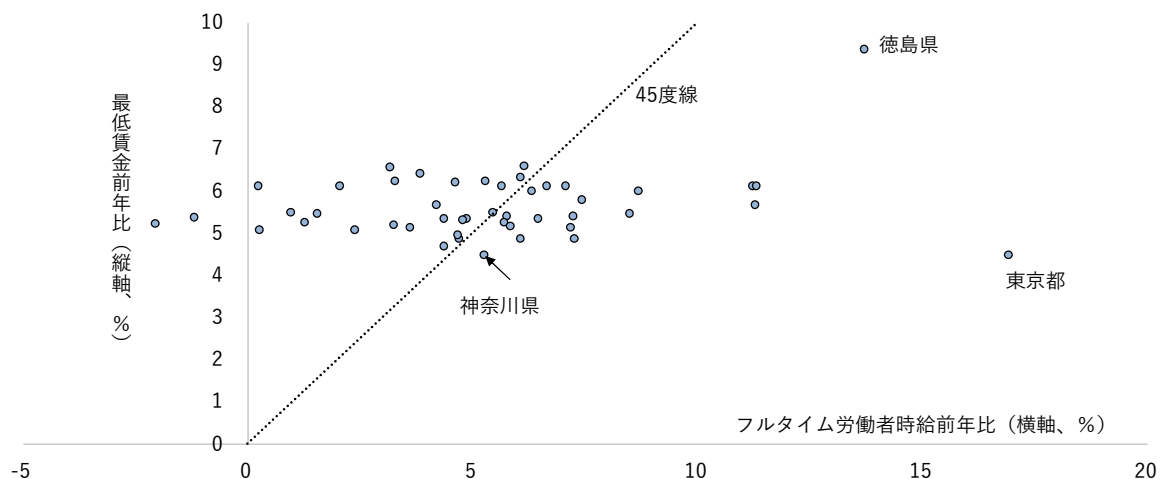
ってはマイナス寄与)に分ける⁴と、多くの都府県で最低賃金の上昇が、フルタイム時給の上昇を上回れず、カイツ指標が低下していることが確認できる(図表2)。こうしたことが起こる理由は、都道府県における決定が中央最低賃金審議会で示される最低賃金改定の目安に影響され過ぎるためである。実際、最低賃金前年比とフルタイム時給前年比を散布図にしてみると、両者が連動していないことが分かる。フルタイム時給は、ある程度地域の労働市場の状況を反映して

図表2 カイツ指標前年差の寄与度分解



出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」、「地域別最低賃金の全国一覧」より浜銀総研作成

図表3 最低賃金前年比とフルタイム時給前年比 (2024年)



出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」、「地域別最低賃金の全国一覧」より浜銀総研作成

⁴ カイツ指標 = 最低賃金 (M) / フルタイム時給 (F) であることから、

$$\Delta \text{カイツ指標} = (\Delta M \times F) / F^2 - (M \times \Delta F) / F^2 + \text{交絡項}$$

と分解できる。右辺第1項を最低賃金上昇の寄与度、第2項をフルタイム時給上昇の寄与度としている。

決まっていると考えられる。このため、最低賃金の前年比がこれとあまり連動していないとすれば、地域の労働市場の状況が最低賃金の上昇に反映されていないとの議論も成り立つだろう（もちろん最低賃金は地域の生活費なども考慮するため、必ずしも地域の労働市場の状況だけで決まるものではないが）。中央最低賃金審議会が示す目安は目安として尊重しつつも、そこから地域の状況を織り込んで最低賃金を決定するのが地方最低賃金審議会の役割であろう。地域の状況を把握し、それを織り込むように労使交渉が進むことに期待したい。

なお、この労使交渉の活発化に公が意見することは決して悪いことではないと考えられる（あくまでも労使交渉を尊重した上ではあるが）。図表3にあるように徳島県はフルタイム時給が前年比で大きく上昇していたため、仮に目安に少し上乘せした程度の最低賃金の引き上げにとどまっていたら、東京都に次ぐカイツ指標の悪化となっていた。昨年、知事の要請で徳島県の最低賃金が大きく上昇し、ニュースとなった。そして、その引き上げ幅の大きさから企業の支払い能力の面で厳しいものであるとの論調もあった。しかし、そうであれば注目すべきはそもそもフルタイム時給の大幅な上昇であろう。これが特定の企業によるものなのか、それとも労働需給を反映したものなのかを見極め、前者であれば特殊要因として最低賃金引き上げの議論の参考とし、後者であれば人手不足対応や価格転嫁の実施に関する企業支援策などを検討すべきである。決して最低賃金の枠の中だけでの議論ではないのである。

執筆者紹介



遠藤 裕基（えんどう ゆうき）

浜銀総合研究所 調査部 上席主任研究員

神奈川県経済及び労働・雇用関連の調査業務を担当。

浜銀総合研究所では、景気動向に関するレポートなどの発行情報をメールにてお知らせしています。ご関心のある方は、下記のサイトより、「レポート更新情報お知らせメール」（無料）にご登録ください。

【URL】 https://www.yokohama-ri.co.jp/html/inquiry/inquiry_repo.html?nno=5

本レポートの目的は情報提供であり、売買の勧誘ではありません。本レポートに記載した内容は、レポート執筆時の情報に基づく浜銀総合研究所・調査部の見解であり、レポート発行後に予告なく変更することがあります。また、本レポートに記載されている情報は、浜銀総合研究所・調査部が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願いいたします。